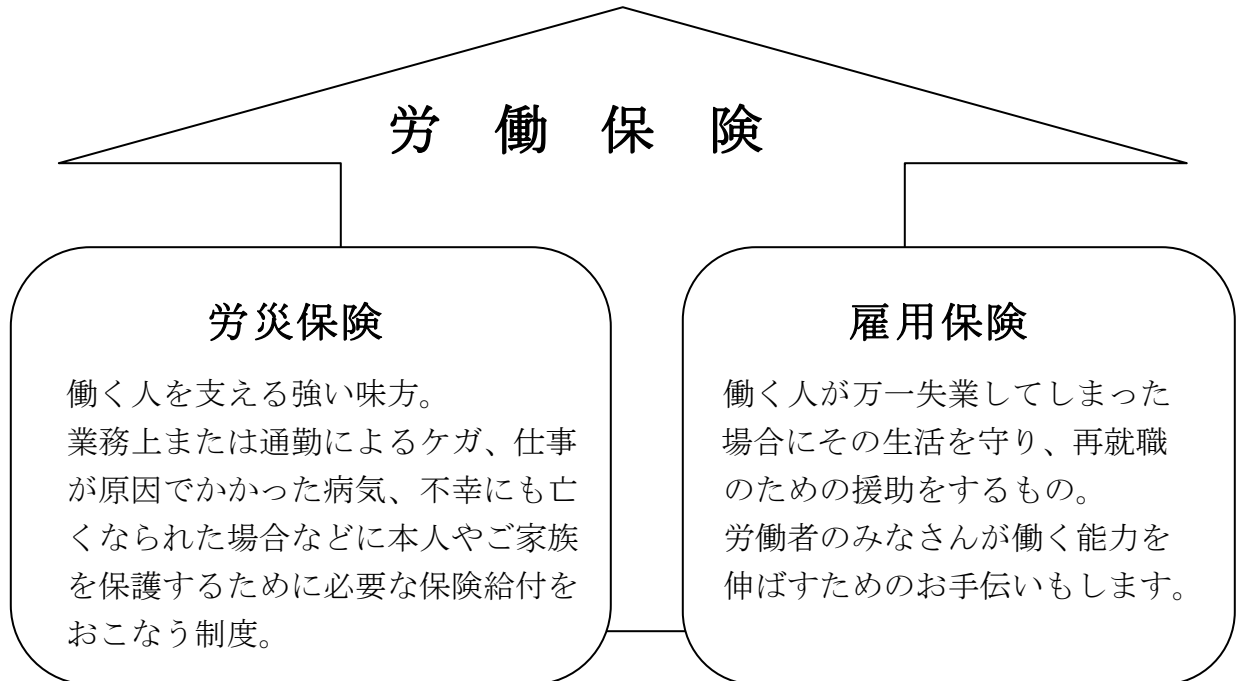


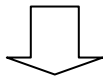
労働保険 は、事業主のみなさまが 安心して事業を営むために必要です



知らないのは問題です。

入らないのは **大問題** です。

労働保険に未手続きの状態、従業員が思わぬ傷病や失業に見舞われたら・・・



事業主はまず、納めていなかった保険料と今年度分の保険料、追徴金を納めて一連の手続をしなければなりません。

これで労働保険の適用ができます。



事業主も。労働者も。入って安心、労働保険。

お問合せ：渋谷区商店会連合会 労働保険事務組合

TEL&FAX：03-3406-7742

ご存知ですか

労働保険事務組合制度のご案内

◆◆◆ 労働保険事務組合とは . . . ◆◆◆

厚生労働大臣の認可を受けた団体で、労働保険の事務や保険料の計算などの事務処理を会社や個人事業主に代わっておこないます。

◆◆◆ 委託できる事業主は . . . ◆◆◆

常時使用する労働者が

金融・保険・不動産・小売にあつては 50 人
卸売り・サービス業にあつては 100 人
その他の事業にあつては 300 人

以下の事業主
となっています。

◆◆◆ 委託する メリットは . . . ◆◆◆

- ★ 労働保険料を 3 回に分割して納付することができます。
- ★ 事業主および家族従事者は、本来労災保険に加入することはできません。しかし、労働保険事務組合に委託した場合には特別に加入できます。
- ★ ハローワーク、労働基準監督署への事務手続きや、国への労働保険料の申告納付を事業主に代わって処理しますので、事務手続きの時間や手間が減らせます。
- ★ 委託手数料の負担が少なく済みます。
(社労士等に委託する場合に比べると格段に安い費用です)

お問い合わせは . . . 渋谷区商店会連合会 労働保険事務組合

TEL&FAX : 03-3406-7742

E-mail : jimukumiai@shibuya-kushoren.com